Energia

報 道 資 料

平成16年9月10日

中国電力株式会社

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

当社は，原子力災害対策特別措置法に基づき，島根県知事および鹿島町長との協議を経て，「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正し，本日，経済産業大臣に届出いたしました。

また，同法に基づきこの計画の修正要旨を別紙のとおり公表いたします。

当社は，今後とも，島根原子力発電所の安全確保を最優先に取り組むとともに，原子力防災体制の整備に万全を期してまいります。

別紙:「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

参考

以上

別紙

「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（平成11年 法律第156号）第7条第1項(注)の規定に基づき，「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正しました。
修正の要旨は以下のとおりです。

１．修正の目的

「防災基本計画」（中央防災会議）の修正（平成13年1月，平成14年4月），「原子炉施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）の改訂（平成13年6月，平成14年4月，11月），指定地方行政機関の指定変更（平成15年6月），中国経済産業局の組織改正（平成16年7月）等を踏まえ，所要の修正を行った。

２．修正年月日

平成16年9月7日

３．修正の主な内容

（１）「防災基本計画」の修正および「原子炉施設等の防災対策について」の改訂を踏まえ，防護マスクの着用，線量計の携帯等の追記，安定ヨウ素剤の服用等について明記，緊急被ばく医療に関して原子力防災要員等へのメンタルヘルスへの対策を追記等の内容を反映した。

（２）内閣府告示の改正に伴い，指定地方行政機関「食糧事務所」の記載を削除し，「北海道農政事務所」を記載した。

（３）中国経済産業局の組織改正に伴い，通報・連絡先を変更した。

（４）その他，表現の適正化等を行った。
（具体例：項番号の修正　等）

以上

（注）「原子力事業者防災業務計画」は，原子力災害対策特別措置法により，毎年，検討を加え，必要があると認められる場合は，自治体と協議のうえ修正し，主務大臣に届出することが義務づけられています。

参考

1．原子力事業者防災業務計画

原子力災害対策特別措置法に基づき，原子力災害の発生を防止するための対策や，万一，原子力災害が発生した場合の拡大防止および復旧対策などについて定めたもの。

2．原子力事業者防災業務計画の主な内容

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的，定義，基本構想，運用，修正について定める。
第2章 原子力災害予防対策の実施	緊急時体制の区分，緊急時対策組織，原子力防災管理者の職務，放射線測定設備や原子力防災資機材の整備，防災教育及び防災訓練の実施並びに国，地方公共団体，地元防災関係機関との連携等について定める。
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報，災害の拡大防止や放射性物質の影響範囲の推定など応急措置の実施，オフサイトセンター等への要員派遣など緊急事態応急対策等について定める。
第4章 原子力災害事後対策の実施	発電所の復旧対策，行政機関等への原子力防災要員の派遣等について定める。
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。

以上